平成２７年（フ）第９号
香川県高松市川部町1936番地４　アロッジオＫ３－Ｂ202
債務者　**廣**田　和代
1　決定年月日時　平成27年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２号
香川県三豊市山本町河内61番地１　新タック化成第２山本寮108
債務者　近井　　梢（旧姓和気）
1　決定年月日時　平成27年２月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２７年（フ）第３０号
熊本県宇城市不知火町大見2022番地
債務者　柴田　絹代
1　決定年月日時　平成27年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３８号
福岡県古賀市花見東１丁目13番28号
債務者　小宮　正吾
1　決定年月日時　平成27年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第５０号
福岡市東区三苫４丁目２番36―402号
債務者　山口　芳広
1　決定年月日時　平成27年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第５１号
福岡県宗像市神湊487番地44　神湊漁民県営住宅417号
債務者　廣橋　　剛
1　決定年月日時　平成27年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第５２号
福岡県宗像市神湊487番地44　神湊漁民県営住宅417号
債務者　廣橋　裕美（旧姓三苫）
1　決定年月日時　平成27年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第５４号
福岡市城南区金山団地53番301号、前住所福岡市中央区平尾１丁目７番20―801号
債務者　末石　康治
1　決定年月日時　平成27年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第５６号
福岡県糟屋郡新宮町大字立花口字名子山2176―185、住民票の住所福岡市東区三苫４丁目１番20―302号
債務者　中島久美江
1　決定年月日時　平成27年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第６１号
前住所宮崎県児湯郡新富町大字下富田4444番地35
債務者　松澤　由佳（旧姓黒木）
1　決定年月日時　平成27年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第６６号
福岡県糟屋郡篠栗町大字津波黒３番地２
債務者　岩坪新一郎
1　決定年月日時　平成27年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第６９号
福岡県筑紫野市筑紫駅前通１丁目152番地１パストラルＣ201号
債務者　坂島　克也
1　決定年月日時　平成27年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第７４号
福岡県太宰府市観世音寺２丁目17番20―305号
債務者　柳武　利雄
1　決定年月日時　平成27年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第８５号
福岡市博多区板付４丁目６番41号
債務者　津元江利子
1　決定年月日時　平成27年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第９０号
福岡県糟屋郡志免町志免中央４丁目12番27号ガーデン川原101号
債務者　佐伯　久美
1　決定年月日時　平成27年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第９９号
福岡市博多区麦野５丁目16番13号
債務者　藤川　治良
1　決定年月日時　平成27年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１０４号
福岡市南区塩原３丁目19番３―108号、前住所福岡市南区塩原３丁目11番15―204号
債務者　西　　亮
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部